

平成25年度 第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会

## 議 事 録

日時：平成25年8月27日（火）13時30分から15時30分

場所：オリエントホテル高知 2階「松竹の間」



## 平成 25 年度 第 1 回 高知県人権尊重の社会づくり協議会

開催日時 平成 25 年 8 月 27 日（火）13 時 30 分から 15 時 30 分

開催場所 オリエントホテル高知 2 階「松竹の間」

出席者 （関係行政機関の職員）

永田 篤希雄委員、桑原 光照委員

（学識経験者）

五百蔵 誠一委員、稲田 知江子委員（副会長）、  
上田 真弓委員、内田 洋子委員、岡谷 英明委員、  
加藤 秋美委員、上岡 義隆委員（会長）、近藤 御風委員、  
杉本 麗子委員、高橋 淳一委員、半田 久米夫委員

（高知県）

岡崎 順子文化生活部長、永吉 郁夫人権課長  
健康対策課長補佐、地域福祉政策課長補佐  
障害保健福祉課長補佐、児童家庭課長補佐  
国際交流課長、県民生活・男女共同参画課長  
雇用労働政策課長、人権教育課長補佐  
（公財）高知県人権啓発センター事務局長

1 開 会

2 文化生活部長挨拶

3 新任委員紹介

4 議 事

（1）会長の選任

（2）議事録署名人の選任

（3）議題

ア 「人権に関する実態の公表」について

イ 「高知県人権施策基本方針」の見直しについて

（ア）趣旨説明

（イ）改定のポイント等に関する説明

（ウ）スケジュール説明

（エ）体系表（案）に関する協議

ウ その他

5 閉 会

開会（司会：久保人権課課長補佐）  
文化生活部長挨拶（岡崎順子文化生活部部长）  
新任委員紹介

議事進行を副会長に移行

## 「議 題」

### (1) 会長の選任

（副会長）

はい、よろしくお願ひいたします。新しい会長が決まるまでの間、議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、「議事の1 会長の選任」ということをお諮りいたします。

条例の規則第5条第1項では、「協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。」となっております。互選によって定めるとなっておりますが、どなたか、立候補、ご推薦がございましたら、ご発言をお願ひいたします。

（委員）

はい。

（副会長）

はい、よろしくお願ひします。

（委員）

はい、推薦したいと思ひます。

様々な人権問題と、そして社会福祉、特に福祉は大きな、綿密な関係もごございます。そしてまた、前任の会長は、社会福祉協議会長の島田さんでしたので、そういうようなことも勘案しまして、上岡義隆委員を推薦したいと思ひます。いかがでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

（副会長）

はい、それでは、上岡委員を推薦という声が上がって、「異議なし」との声をいただきましたので、上岡委員さん、会長をよろしくお願ひします。

( 拍手 )

それでは、これからの議事は会長に。よろしくお願ひいたします。

## (2) 議事録署名人の選任

(会長)

ただ今、当協議会の会長に選任をいただきました、上岡でございます。不慣れではございますが、鋭意努めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事の第2は、「議事録署名人の選任」でございます。

慣例のようでございますので、私の方から、指名させていただいて、よろしゅうございませうか。

( 「異議なし」 の声 )

ありがとうございます。それでは、岡谷委員さんと桑原委員さんにお願ひをしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

## (3) 議題

### 議題 ア「人権に関する実態の公表」について

それでは、続きまして、次の議題、(3) のア「人権に関する実態の公表について」でございます。

事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(人権課長)

人権課長の永吉でございます。よろしくお願ひをいたします。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、議題ア「人権に関する実態の公表」につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました資料9「高知県の人権について」をご覧ください。

これは、標題の下にも記載しておりますように、資料 4 にあります高知県人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 2 項に「知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。」と定められております。

この規定に基づき、昨年度、県が実施しました「人権に関する県民意識調査」の結果も含め、県民にあまり知られていない人権侵害の実態や人権尊重への取組などを明らかにし、身近に存在している差別などに気づいていただけるよう、平成 15 年度に引き続き、県民に身近な同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V 感染者等、外国人の 7 つの人権課題を中心に 10 年振りにとりまとめ、公表するものです。

人権全般につきましては、資料の 1 ページにもありますように、意識調査では、人権が尊重される社会を実現するためには「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」、「行政が、県民や企業、事業所、N P O 等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」などが必要と意識している、という結果も出ております。

こうしたことから、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていくことが大切であると考えております。

個別の人権課題につきましては、各人権課題ごとの県の取組状況や意識調査の結果も盛り込んだ「現状と課題」をはじめ、各相談件数や人権侵害の具体的な事例などをまとめた「人権侵害の事例」、平成 24 年度、25 年度の県の実施する事業を記載した「人権尊重への主な取組の事例」、各人権課題に対応して相談に応じる「相談窓口」などとなっております。

また、最近では犯罪被害者等の人権問題、インターネットによる人権侵害や東日本大震災に伴う人権侵害なども発生しています。

そのため、そうした人権問題も、今回、新たに「様々な人権問題」として取り上げております。

「その他」としまして、国の「人権教育・啓発白書」にもあります「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「北朝鮮当局による拉致問題等」「性的指向」「ホームレス」「性同一性障害者」「人身取引」についても記載しております。

本協議会へのご報告の後、公表する予定でございますので、「人権に関する県民意識調査」の結果などと併せまして、人権に関する啓発資料として活用していただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

(会長)

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から、「人権に関する実態の公表について」説明がございました。皆様の方から、ご質問・ご意見などございましたら、ぜひともお出しいただきたいと思います。

(副会長)

すみません、ちょっと見落としていたのかも分からないのですが。目次をさっと見る限り、例えば、職場におけるパワーハラスメントとか、あるいは職場におけるいじめの問題だとか、そういったものというのは、どこかに含まれているのでしょうか。

(人権課長)

はい。まずいじめにつきましては、18ページをご覧いただきたいと思います。子どもの項目の所の、18ページになりますが、学校でのいじめということは、そこに記載しておるような格好で把握しております。

子どもという人権課題の中で、学校でのいじめを取り扱っておりますが、職場でのいじめというのは、特に個別には取り扱っておりません。人権全般の中で取り扱うようにしております。

いじめということは、パワハラということに繋がってこようかと思いますが、パワハラということになりますと、やはり労働局さんの方が、どちらかと言いますと、所管ということになってこようかと思えます。

職場でのいじめということでは、この中では特段、記載はしておりません。

(副会長)

分かりました。労働局さんが恐らく所管だろうというふうに思うのですけれども、人権ということでこういうふうに、バンと謳っていると、やはりいろんなものを網羅して入れたいなという気がしてくるんですね。

なので、それはこちらの資料に譲りますでも構わないですけど、ちょっと人権という中に入れたらどうかなという気がいたしました。すみません。

(文化生活部長)

少し補足をさせていただきます。

これは、いわゆる7つの人権という、縦割りで考えて課題を出している。先程おっしゃった、例えば職場におけるセクハラですと、女性に関する人権というようなことで、主体というか客体によって、女性ですと

12 ページにデータが載っておるような、そういう整理の仕方をしておりますので。

少し、課長の説明によりますと、任せていると言いましたけれど、そうではなくて、切り口を少し違えて一応整理をしてあるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

(会長)

副会長さん、よろしいですか。

(副会長)

私も確かに、セクハラはここに入ってるなと思ったのですが、セクハラじゃなくてですね。

(会長)

これは、今度発表する実態調査ですから、今おっしゃったような新しい視点での人権計画と言いますか、それにはまた、そういう切り口もこの場で検討していただいて、加えられるものなら加えていただけたらいいのではないかな、いうふうにも思いますが、いかがでしょう。

ほかにご発言がありましたら、どうぞ。

近藤委員さん、お願いします。

(委員)

細かい話になりますけど、「その他」の所に「アイヌの人々」とか、「刑を終えた人」とか、「自死遺族」とかいうのも入って来ますよね、当然。

ちょっと切りがなくなるかもしれませんが、「自死遺族」も非常にストレスを抱えている、周りから非常に冷たい目で、マスコミの報道にもさらされるとかいうようなことがあるので、入れてみたらどうでしょうね。

(会長)

自殺をされた方の遺族という意味ですよ。

(委員)

はい。

(人権課長)

恐れ入ります。

ちょっと言葉があれだったんですけど、自殺された方の家族というこ



とであろうかと思いますが。

(委員)

そうです。自死遺族と言います。

(人権課長)

これは昨年度、意識調査を行って、その翌年度、こういった形で実態を取りまとめておりますが、昨年度、意識調査の中でもそういった項目をちょっと設けておりませんで、今後そういったことも検討してまいりたいと考えております。

貴重なご意見をいただきましたので、そういったことも含めまして、今後検討をさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ほかに。  
どうぞ、委員さん、お願いします。

(委員)

1点だけ確認をさせていただきます。

国の基本計画の中で、この課題の中にあるんですけど、「東日本大震災に起因する人権課題」というのが、一つの大きな枠として課題で挙げていますが、今回の高知県さんの「災害と人権」という括りを、もっと大きな括りになっているかと思うのですが、この辺りの理由というところは、何かあるのでしょうか。

(人権課長)

はい、昨年の意識調査を実施しました中で、「関心のある人権問題」という質問項目がございます。

その中で、「震災、風評被害等による人権侵害」というのが、6番目に挙がっております。そうしたことから、今回、「災害と人権」という項目出しをさせていただきます。こういう実態の公表の中で、詳しく説明をさせていただきます。

ちなみに、7つの人権課題以外に、関心のある人権問題としまして、10位以内に入っておりますのは、「インターネットによる人権侵害」が、4番目になっております。

5番目としまして、「北朝鮮当局による拉致問題等」。

6番目が、今、申しました「震災、風評被害等による人権侵害」。

9番目に、「犯罪被害者等」。

こういった回答になっております。

(会長)

委員さん、よろしいですか。

現に高知県内にも、福島とか宮城から移住・避難されていて、小さな子どもたちが、困難に立ち向かっている。あるいは、どう言いますか、特殊な目で見られているような例もないわけではなくて。

市町村社協によっては、そういう人たちを集めて、ワークキャンプとか、そういうようなことをしている実態もありますので、この時期の問題として、一つ対象になる世界ではないかなという気もしますが。

(委員)

それ、東日本ということで、特定されなかった理由というのは、何かあるのかな、ということなんですけど。

(会長)

どうぞ。

(委員)

東日本大震災の避難所生活の中で、浮かび上がってきたことで、やはり女性の人権、その避難所におけるいろんな住みにくさというもの、例えば高齢者の方とか、乳幼児、それから女性の方、弱者が避難所生活で、すごく生活しづらいという場面にあって、やはりセクハラ的なこともあったということを知ります。

それはやはり、その場において考えるというのじゃなくて、今から考えておかないといけないことだということ、最近、そういう災害が起こり得るであろうと思われる地域では、やはり避難所で生活することになった時の対策を今から考えておきましょうということが、ワークショップなんかでもされておりますので、先にこういうことを、文言を入れていただいて、調査していただいたらよかったかなと思っておりません。

(会長)

はい、委員さん、どうぞ。

(委員)

災害の避難所の、東日本へは行ってないですけど、阪神淡路の時に行って、体験というか、そこで感じたのは、一番、非常に、隅っこで、非

常に居づらそうに居る人たちが、知的障害とか精神障害とか持っている方が、なんとなく無言の圧力を受けて、段々隅っこへ行ってしまう。

それから、苦情相談では、知的障害の子が夜中にバタバタ大きな音を立てて歩いているとか、そういうことをなんとかして、というような相談がたくさん来ていましたので、そういう方をどうやって。

最初は仕方がないですね。一緒の所にいるのも仕方がないでしょうけど、そういう人をどうやってうまく、交通整理なり、居やすい場所へ、あるいは保護ができるような環境へ持っていくかみたいなことも大事じゃないかなと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(人権課長)

いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

「災害と人権」という名称なんですけど、これ、高知県の人権についてということで実態を説明するという、そういう趣旨でつくっております。

高知県の場合は、地震だけではなくて、台風が襲来したり、そういった水害、それから風水害、そういったことがございますので、避難所での、先程、内田委員からもお話がありましたような、いろんなトラブル・問題も生じてまいりますので、そういったことも勘案しまして、実態ということで書かせていただいております。

これは実態ということなんですけど、いろいろ問題があるということで、次の所で新たな見直し、新しい基本方針の内容のご説明の所で、ちょっとご紹介しようかと考えておったんですが。

あと高知県では、近い将来発生が予測される「南海トラフ地震」、そういったものに対する対応、そういったことも力を入れてやっておりますので、この後の説明で詳しくさせていただきますが、新たに「災害と人権」、こういった対策も必要であるという、そういう認識のもとに追加ということで、今、検討しておるところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかにご発言はございませんでしょうか。

それでは、実態の公表につきましては、この程度にいたしまして、次の「高知県人権施策基本方針の見直しについて」、議事の 3 の (イ) に進みたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局の方から議題 2 つ目の「高知県人権施策基本方針の

見直しについて」、説明していただきたいと思います。

## **議題 イ「高知県人権施策基本方針」の見直しについて**

- (ア) 趣旨説明**
- (イ) 改定のポイント等に関する説明**
- (ウ) スケジュール説明**
- (エ) 体系表(案)に関する協議**

(人権課長)

議題イ「高知県人権施策基本方針」の見直しにつきまして、ご説明いたします。

本日は、改定の趣旨、ポイントをはじめ、改定スケジュールなどにつきまして、ご説明させていただき、全体的な枠組みにつきまして、ご検討いただくように考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、基本方針を文章化しました素案につきましては、現在、とりまとめの作業を行っておりますので、次回、第2回の本協議会にご提示させていただきます。

資料1の「『高知県人権施策基本方針』改定について」をご覧ください。

まず、改定の趣旨につきましては、資料の左の上、二つの枠囲いに、今回の基本方針改定の趣旨、基本的な考え方を記載しておりますので、合わせまして、ご説明いたします。

なお、関係します資料は、資料4「高知県人権尊重の社会づくり条例」、資料5「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」、資料6「高知県人権施策基本方針」になりますので、合わせてご覧ください。

人権施策基本方針につきましては、資料4にあります「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条、「知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。」に基づきまして、平成12年3月に策定されております。

しかし、当時、「人権教育のための国連10年」に合わせまして「人権教育のための国連10年」高知県行動計画が、基本方針に先立って、平成10年7月に策定されておりました。

そのため、基本方針では、具体的な取組については、この行動計画の内容を引用する形となっております。

なお、「人権教育のための国連10年」の計画期間は平成16年で終了

しておりますが、その後も、基本方針と行動計画を合わせて運用するという変則的な対応を行ってまいりました。

そのため、こうした状況を是正するとともに、当該行動計画の内容を盛り込んだ基本方針へ改定する必要が生じております。

また、基本方針は、策定後 13 年が経過し、社会状況の変化、県民意識の変化に伴う、新たな人権課題への対応も必要となっておりますので、現行の基本方針を改定し、現状に即した具体的な推進方針と、それに対応する今後の取組を示すことも必要となっております。

そのほか、全国の状況につきましては、人権施策に関して方針、計画などを策定しておりますのは、47 都道府県中 40 都道府県で、年数が経過したものについてはそれぞれ改定も進み、本県の基本方針が最も古くなっております。

次に、下にあります改定のポイントにつきまして、ご説明いたします。

今回の改定では、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」という視点から、具体的な施策を盛り込んだ、より実践的な基本方針に改定することを目指して見直しを行ってまいります。

次の「新たな人権課題の追加」につきましては、右側の「目次（案）」をご覧ください。

「第 4 章 身近な人権課題ごとの推進方針」とございます。

これまで本県では、「1 同和問題」から「7 外国人」までを 7 つの個別課題として設け、課題解決に向けて取り組んでまいりましたが、今回、これらに加えまして、人権侵害の実態や「人権に関する県民意識調査」の結果における県民の関心の高さなどを勘案し、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「災害と人権」の 3 課題を県民に関わりが深く、身近な人権課題として新たに追加することを考えております。

新たに追加する人権課題の個別の理由としまして、「犯罪被害者等」につきましては、誰もが犯罪被害者になる可能性があり、直接的な被害だけでなく、精神的、経済的に苦しんでいたりと、プライバシーの侵害など、二次的な被害を受けることがあるため、犯罪被害者等に対する配慮と保護が求められている、ということが挙げられます。

また、NPO 法人こうち被害者支援センターによる支援活動が行われており、県においても県民生活・男女共同参画課及び警察本部県民支援相談課が連携、協力を行っております。

全国的には、基本方針等を策定している 40 都道府県中、33 都府県が個別課題として取り上げております。

次の「インターネットによる人権侵害」につきましては、インターネットの普及に伴い、匿名による書き込みが容易なことを悪用して、様々な問題が発生しているため、人権を侵害する書き込み等の削除とともに、

個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動が求められております。

また、教育委員会事務局人権教育課においても、平成 25 年度から「親子で考えるネットマナーアップ事業」として、既に情報モラル教育などに取り組んでおります。

全国的には、29 府県が個別課題として取り上げております。

最後の「災害と人権」につきましては、先の東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故では、避難所において災害時要援護者や女性に対して配慮に欠ける言動や風評被害による人権侵害などが多発したことから、本県においても、近い将来、発生が予想される「南海トラフ地震」や台風襲来時等における二次的被害を軽減するための取組が求められております。

また、全国的にも、災害関連を個別課題としているのは 1 県、これは埼玉県でございますが、1 県のみであるため、南海地震対策に積極的に取り組んでいる本県としても、高知らしさを打ち出していくことができるのではないかと考えております。

「人権課題の項目順」につきましては、これまでと同様に、資料右側の「目次（案）」の第 4 章にありますような項目順としております。

「見直し時期の明記」につきましては、現行の基本方針では見直し時期を明記しておりませんが、今後におきましては、5 年毎に「人権に関する県民意識調査」を実施し、翌年度に改定作業を行うこととし、改定する基本方針では「5 ヶ年で見直し」と明記いたします。

全国的には、見直し時期を明記しているのは 15 都県、見直し時期を明記していないのは 25 道府県となっております。

「数値目標の設定」につきましては、追加の人権課題を含めまして、各人権課題につき 1 ないし 2 程度、今後の取組の目標を具体的に明らかにする数値目標をできるだけ盛り込んでいきたいと考えております。

ただし、既存の計画等でその計画期間等に合わせた数値目標の設定があれば、それを準用いたします。

全国的には、数値目標が 1 件のみという県もございますが、件数に関わらず数値目標を設定しているのは 6 県という状況でございます。

「事業の進捗管理を実施」につきましては、個々の取組について、基本方針に定める計画期間の平成 30 年度までの目指すべき姿を明らかにし、5 ヶ年の取組計画を作成のうえ、PDCA サイクルによる 1 年毎の進捗管理を行います。

資料では「線表」という言葉を使っておりますが、これは 5 年後の目指すべき姿を明らかにし、それを達成するための取組計画のことでございます。

人権施策については、こうした5カ年の取組計画を作成してのPDCAサイクルによる進捗管理は、全国に先駆けた取組になると考えております。

「進捗管理等の公表」につきましては、進捗管理表により把握した事業実績や人権侵害の実態などを、年次報告的に人権課のホームページで公開するようにいたします。

これは、先程ご説明いたしました、本年度、公表いたします「人権に関する実態の公表」を、基本方針の改定後は、新たな内容に改めようとするものです。

次に、改定スケジュールにつきまして、ご説明いたします。

資料につきましては、資料2としまして、本日、差し替えの「『高知県人権施策基本方針』改定スケジュール」をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

資料4の「人権尊重の社会づくり条例」第6条第2項にありますように、「知事は、人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴くものとする。」と定められておりますので、改定に向けまして、本協議会を3回開催するよう予定しております。

本日、8月27日に第1回の協議会を開催し、改定の趣旨、ポイント、改定スケジュールなどをご説明いたしまして、ご検討いただきます。

10月中旬に第2回の協議会を開催し、数値目標なども盛り込んだ素案をご提示いたしまして、ご検討いただくよう考えておりますが、ページ数が多くなりますので、9月中旬頃には、素案をとりまとめ、委員の皆様にお送りさせていただくよう考えておりますので、誠に恐れ入りますが、事前にお目通しいただきますよう、よろしく願いをいたします。

その後、修正案を作成し、11月から12月にかけて、パブリックコメントを行います。

12月から1月にかけて、最終案を作成し、2月上旬に第3回の協議会を開催し、パブリックコメントのご報告及び最終案のご検討をいただき、最終調整を経まして、2月中旬に知事を委員長、県の庁議メンバーを委員とする「人権施策推進委員会」にお諮りをいたしまして、知事決裁をいただくように考えております。

この改定スケジュールに関しまして、来期の委員のご就任につきまして、お願いをいたします。

委員名簿をご覧ください。名簿の上の所に現委員の任期を記載しております。委員の任期は2年で、本年11月21日までとなっております。

先程、ご説明いたしましたように、基本方針の見直しは委員の任期を跨いで作業になりますので、審議の継続性ということからも、同じ委

員の皆様にご審議いただきたいと考えておりますので、ぜひとも、引き続き委員ご就任をお願いしたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

この基本方針とその次の資料3の体系表とは、ものすごく密接な関係にあるように思うのですが、体系の方も合わせて説明して、ご議論いただいた方がよくないでしょうか。

いいですか。じゃあ、合わせて一気にこの体系表まで、事務局の方から説明してもらおうことにします。

(人権課長)

はい、それでは引き続きまして、資料3『基本方針』体系表(案)、これについてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

体系表(案)の1ページをご覧ください。

最初に、「人権施策の推進体制」としまして、「基本方針」の基本理念を「人権尊重の社会づくり条例」の目的にあります、「真に人権が尊重される明るい社会づくり」とすることや、同条例第5条に基づき基本方針が定められることなどを示しております。

また、「推進体制等の整備」につきましては、県の推進体制として、有識者による「高知県人権尊重の社会づくり協議会」、本協議会を位置付けるほか、(公財)高知県人権啓発センターとの連携・協働なども進めてまいります。

そのほか、「今後の人権施策の取組」にありますように、基本方針が改定された後には、「人権に関する実態」の公表としまして、県内の人権侵害の実態や人権施策の5ヵ年の取組計画の進捗状況の把握や検証を、毎年度行い、公表いたします。

また、今後の人権施策推進の基礎資料とするために、5年毎に「人権に関する県民意識調査」を実施し、基本方針につきましては、この意識調査の結果などを参考としまして、翌年度に必要な見直しを行うことといたします。

そのため、平成24年度に意識調査を行い、平成25年度に基本方針の改定作業を行いますので、次は5年後の平成29年度に意識調査を行い、平成30年度に基本方針の必要な見直しを行うこととなります。

次に、「人権施策の推進の方向性」としまして、人権施策推進の総論的な内容について、まとめております。



学校教育と社会教育を通じた人権教育の取組や人権啓発の取組を明らかにするとともに、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など、人権に関わりが深く、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められる職員に対しては、より一層の研修・啓発の充実が求められておりますので、その推進の方向性についても、とりまとめることとしております。

また、人権に関する相談件数の増加や相談内容の複雑・多様化にも対応するため、相談機関の充実、相談機関相互の連携強化についても、取り組んでまいりたいと考えております。

次の2ページ、3ページには、新たに追加する人権課題も含め、10の人権課題に対し、「身近な人権課題ごとの人権施策の推進」としまして、左から「施策の方向性」、「推進方針の具体的な内容」、「具体の取組」などをまとめております。

現在、こうした体系表に沿いまして、素案作成の作業を進めております。

以上で、説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

人権施策基本方針の改定のスケジュール、それから大きな考え方、さらには体系について説明がございました。非常に重要な部分だろうと思っておりますので、委員の皆様のご発言をぜひお願いいたします。

どうぞ、委員さん。

(委員)

大体、スケジュール、改定の目標は分かりましたけども、この数値目標ですね、数値目標というと我々、妙にちよっとピンとこないですが、この人権と数値。

例えば交通事故ゼロとか、こういう数値目標はあると思うんですけども、例えば具体的にどんな目標を立てるんですか、数値といえば。

(会長)

どうぞ。

(人権課長)

数値目標につきましては、今、関係各課と協議中、検討中ということでございます。

他県の例で申しますと、研修・啓発に関する講演会、講座などへの参

加者数や、校内研修を実施した学校数、各種の相談件数、人権に関する各種事業の進捗率、例えば高齢者のバリアフリー対策、そういったものの進捗率とか、学校でのいじめ対策の進捗率、それから女性の登用の進捗率、そういったものを用いている県も見受けられます。

そのほか、意識調査の回答の割合、例えば人権尊重の意識が高まっていると感じる人の割合、そういったものを指標として捉えておる県もございます。

その辺は、基本的には人間の意識に関する指標という格好になってこようかと思しますので、どこまで目に見える形にできるのか、具体性を持たせることができるのか、そういったこと。なかなか難しいところもございますが、今、関係各課と検討を進めておるところでございます。

(会長)

どうぞ。

(委員)

数値目標というのは大体、今おっしゃったことは大体の実態の、実態ですよ。

ただ私の言うのは、数値目標というのはある程度高い、例えば具体的に言えば、高知県ではいじめを何件になくしましょうとか、そういうようなものが数値目標というんじゃないですか。

これは、例えば実態調査のことで、相談件数がいくらとか、そういうものは、数値目標でもなんでもないわね、実態ですよ。

ただ、その実態を踏まえて、高いレベルに高知県の県民として、人権問題に対してはこういう方向に持っていくという、ある程度のおぼろげながらも、数字で表すのか何で表すかは別として、そういう目標値というのがなければ意味がないんじゃないですか、何回やっても。というように気がするんですけども、皆さん、いかがですか、その辺のところは。

数値というのは難しいですよ、これは。逆に増えていくかも分からんし。相談件数なんていうのは、意識が高まれば高まるほど増えてくるんですよ、差別なんていうのはね。それは、意識のない所とある所で随分違う。これが増えたら、じゃあどうなるんですか、数値は。

その辺のところの、達成目標との兼ね合いをやらなきゃ、努力のしがないじゃないですか。そのように私は思うんですけど、どうですかね。

(会長)

努力すれば改善される指標というものを、それぞれの項目でうまくつ

かまえられるかどうかですよ。

(委員)

だから、学校だったらいじめのない学校。高知県は、私も教育改革をやったんですけどね、土佐の教育改革で。受験生がどれくらい合格するとか、学力のアップもさることながら、高知県においてはいじめのない、全国一のいじめのない学校にしましょうと、こういうような目標を立てたわけですよ。

そういうようなものがなければ、実態としてどうですかね、やりがないでしょう。やりがないし、お互い磨きようがないじゃないですか。

それは人口比とも、あれともよるでしょう、社会情勢との関係もあります。特にこういうものは、数値に出てくる問題は、意識が強い弱いによっても違ってくると思います。全然無関心で通っていくか、関心が高まるかという。

だから、それよりもやはり人権をやる以上は、高知県の県民の人権感覚をいかに高めて、いかに住みよい高知県というものをつくっていくかという大きな目標がなければ、私は意味がないと思うんですけどね、どうですかね。

(会長)

ほかの委員さん、ぜひ、数値目標についてご意見を。

委員さん、どうぞ。

(委員)

数値目標ですと、そういう人権に関わった人のエビデンス、例えば産後のまた職場に戻る率とか、そういう、実際に人権の問題に直面している人たちの実態調査をして、それを上げるというようなことが目標になるのではないのでしょうかね。

(委員)

分かりやすいが、数値目標というのは、県民に言っても分らないですよ。

(会長)

そうですね。

(委員)

どんな、じゃあ数値目標を立てるかということですよ、各項目にわたって。

それ、目標でしょう。数値目標というのは、あくまでも数値という目標でしょう。そういうものをしていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけどね。

(会長)

成果を分かりやすく、P D C Aサイクルで確認したいというような思  
いから、そういう方針というか、を出しておるのかもしれませんが。  
どうぞ。

(委員)

ついでに言いますけど、私、しょっちゅう言うんですけども、例えば高知県の人権施策について、県庁の垂れ幕、横断幕として掲げるとか、高知県は素晴らしい人権感覚にあふれた県民ですと、そういうような目標に向かってということ、しょっちゅう私は、十何年も言ってきたんですよ。

それぐらい取組に積極的なら、そればあのことやりなさいと。こういうのは全然ないでしょう、そういうこと、何やっても。

だから、ほんと人権というのは数字では出てこれないもので、人の心とか生き方の問題だから。そういう県民性を、県民をいかにつくっていくかということが数値目標ですよ。

住みよい、人間を大事にして、というようなところをもっと打ち出してくれというのが私の意見なんです。数字よりも、それがむしろ大事じゃないかなと思うんですけどね。この辺は検討する言うから、よろしゅうに。これ以上言いませんけれど。

(会長)

ちょっと待ってください。

(委員)

目標ってというのは、数値で表せれるかどうか。とりわけ人権ということに関して、我々が目指してる社会の在り方っていうのが、数値で表せるのかっていうことを、半田委員さんは問おうとされてるんじゃないかなというふうに思います。

それに関わって、現在、教育政策の話をお話させていただきたいんですが。

実は、教育改革でも、なにか行政が入って施策を打った場合、行政がインプットするわけですよ。で、実際に現場でいろいろやって、そのアウトプットを評価すると。目標に照らして、アウトプットがどうだったかということの評価するっていうのは、もう古いと言われてます。

というのは、研修会に何回参加したとか、そこに人数が何人集まったかっていうのは、行政施策として評価する対象ではなくて、そういう意味で、そういうアウトプットはもうよろしいと。

現在は、アウトカムズだと。実際に行政施策をした、その影響がどれだけあったかというのを評価すべきだということが、国の行政施策に関する評価のナントかっていう答申で出ておまして、国の施策はすべてアウトカムズで評価すると。

なので、なかなか数値目標を立てるのは、半田委員さんが言われたように、難しい部分があると。それは評価するのも難しいと。

意識が高まれば多分、数字が上がるんじゃないかということにもなりますし、私も別の審議会の方でもお話させていただきましても、例えば非行ですね。夜間外出する子どもたちの補導率を上げると。補導率を上げるのは、本当に非行が少なくなったことなのかと。

あ、補導率を下げるって言ったんですかね。補導される人数を下げるって言われたんです。補導人数を下げるって言われたのは、本当に非行防止になってるのかどうなのか。いや、下げようと思えば、いろんな方法があって下げられるわけで。

だから、こういう時にやはりちょっと慎重にならなきゃいけないのは、どんなことを数値として確認していくのか。目標と目的は、ちょっとやはり違うところにあるんじゃないかと。

高い目標に向かって、じゃあ、それに何をやっていくのかっていう具体的な目標があって。その目標としての数値っていうのは、現在、経営的手法が入ってきてますので、実際にやられる方々のモチベーションになっていかれるでしょうし、次への取組の視点というものを与えてくださるとは思いますけども。

もうちょっと、何を目標としたり、何を目的とするのかっていうのを区分けして考えられてはどうか、と言っておられるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと違ってるとは思いますが。

(委員)

それ、そのとおりです。

(会長)

はい、じゃあ事務局どうぞ。

(人権課長)

すみません、数値目標、それから進捗管理の関係、説明が言葉足らずでしたので、もう一度説明をさせていただきます。

そこにあります数値目標、これは従来、啓発の関係とといいますと、どうしても言葉だけで抽象的になりがちですので、具体的な分かりやすい一つの目安、指標的なものを盛り込んでどうかということで今回、見直しの作業を進めております。

それで、追加も入れまして 10 の人権課題を今度は設けますので、それぞれの人権課題につきまして、1 ないし 2 程度の目安といいますか、具体的に、分かりやすく捉えることができるようにするための数値目標を、とりあえず本文中に載せようじゃないかと。それが 1 点。

それともう 1 つは、そのポンチ絵の所にもありますように、5 カ年計画の線表。いわゆる取組計画になりますが、これは各人権課題に、それぞれいろんな取組を各課が行っておりますので、各取組の、計画期間の、これ 5 カ年計画ということで、今、考えておりますので、計画期間終了の平成 30 年度までの目指すべき姿を、それぞれの取組の中で明らかにして、その 5 カ年の間での、1 年毎の進捗管理、これを P D C A サイクルでやっていくと。

先ほど岡谷委員さんが言われました、アウトカムですか。そういった目指すべき姿というものを、この線表、取組計画の中では、そういったことを毎年検証作業をしながら明らかにしていこうということで、二段構えで今考えております。

1 つは、本文中に 1 ないし 2 の、目安となるような数値目標をとりあえず載せていこうじゃないかと。これまでやったか、やってなかったんですが、新たな取組としてそういうことをやっていこうという、そういう考えで今進めておりますが、とりあえず 1 つないし 2 つの目安となる数値目標。

それと、あとは先ほどアウトカムと言われました、目指すべき姿を、これを 1 年毎に P D C A サイクルで検証していこうと。それで、検証した 1 年毎の検証結果を、ホームページで公表していこうという、そういうふうな二段構えの考えで、今、作業を進めていくように考えております。

(会長)

はい、じゃあ、その 10 項目の課題について、それぞれ具体的に数値目標等を立てられる項目というか、分野というのを検討している、把握しているということですか。

それならちょっと、皆さんに具体例でご説明いただいたら、より分か

りやすいと思うんだけど。

(人権課長)

今現在、作業中でして、まだ、とりまとめまでは至っておりません。

それで先程、他県の例ということで、ご紹介をさせていただきましたが、高知県、本県の、今、作業の中では、まだそこまで至っておりませんので、ご紹介することはできませんが、一応考えとしましては、一つの人権課題について、目安となる数値目標、これを1ないし2程度、それぞれ挙げる事ができれば、というふうに考えております。

それと先程言いました、5カ年の、5年後の目指すべき姿を明らかにして、それぞれの取組についての進捗管理を1年毎にやっというふうな、先程も言いましたように、2つのことを考えております。

5年後の目指すべき姿を明らかにするための進捗管理、これはいくつも出てまいりますので、その部分は、巻末の所にまとめて載せると。本文中には数値目標を1~2程度、目安的に載せて、進捗管理の部分については、巻末にまとめて掲載するという、そういうふうなイメージで、今おります。

(会長)

数値があれば、行政施策の成果を計るというか、チェックするには非常に便利だから。県の施策の進捗状況を計るという意味では、なんか、こだわりというか、やりたいのかもしれないけど、お二方からは、なかなか計りきれない世界があるんじゃないかという、ご意見もあったかと。

(委員)

私はね、もっと分かりやすく、例えば教育委員会だったら、高知県の子どもたちは、いじめはこれくらい、全国一少ないですよ。それが数値の目標でしょう。全国平均と比べなくてもいいけども。

高知の、例えば女性問題は、こういうようなすばらしい数値ですよ。数値というものの具体性がなければ、何の数値目標かと。

今日、なんかニュースでやってましたね。女性の管理職が高知県は、なかなか全国よりも16ポイントくらい高いとかいう。

そういうようなもんから、私は数値というのは、そういうように思うんですよ。これは、県民が分かるようにやらなきゃ。ただ行政の中で数値という比較が出て意味がないわけで。

それは、それぞれの項目に渡って、いじめならいじめ、子どもの人権はこうだというふうな、もっと分かりやすいような数値、数値というよ

り、何か言葉で分かるような形でしてほしいというのが。これから作るというから、これから先は言いませんけど、我々の、私の願いはそういう所にあってほしいということです。

そうせんと、数値目標、分からん。全然分からん、言ってることがピンとこない。

(会長)

はい、どうぞ、部長。

(文化生活部長)

貴重なご意見、ありがとうございました。

数値に拘ってつくるわけじゃないです。おっしゃる意味はよく分かります。特に人権問題では、アウトカムを数値で表すというのは、これは大変難しいことだというのは、重々分かっているところで。

それから今は、プロダクトアウトではなくてアウトカムの指標が重要だというのは、これも十分承知しているところでございます。

ただ、これをつくろうとしているのは施策の基本方針ですから、我々がどのような施策を打って、現状に対してその施策はどうであって、効果はどうだったのか、という意味で少し取組の数値を出して検討したいという思いもございます。

そういう思いと、それから人権問題の本当のアウトカムの数値はどうか、そういったことを併せながら考えて、確かにこのことについては、子どもたちの、全ての学校でいじめがなくなるといったようなことを目標にする可能性もございますし。

あるものは数値で表す、あるものは定性的に言葉で表すと、そういった結果になろうとは思いますが、事務局として大事にしたいのは何らかの目標を掲げて計画をつくると、この姿勢は持っていきたいということで、その点のご理解はいただきたいと、このように考えております。

今から様々な部局と協議をいたしまして、その項目、その内容について、ふさわしい目標というものを探してまいりたいと思っておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

委員から、いろいろご意見がございましたので、十分それを踏まえて、次の会で議論していただけるようにしていただきたいと思っております。



(委員)

今、私どもの数字のことでお話があったので、補足をさせていただけたらと思うのですけど。

(会長)

どうぞ。

(委員)

ご存じかもしれないですけど、高知県の女性たちは、全国の女性たちに比べましたら、大変よく働いておりますし、私どものアンケート結果からでも、やはり女性の管理職が多いというふうな実態があるんですけども。

国勢調査の管理的職業従事者の割合を見ますと、高知の女性は、管理的職業従事者、割合についている方は、9.2%しかいないんです。

男性は90.8%、女性は9.2%で、やはり男女間格差が大きいというような実態があるんです。ですから、問題は視点が問題、数値に目標を立てるにあたりましては、どこを捉えて、どこと比較するかが重要なんだろうと思います。

付け加えさせていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、数値目標についての議論は、これ程にしまして、あと先程、最初の方に出ました、人権課題の対象に新しい、犯罪被害者とかインターネットだとか、災害と人権などという項目が盛り込まれようとしておりますが、その方面は、皆さん、ご意見どうでしょう。

はい、委員どうぞ。

(委員)

この項目の9番と10番なんですが、ちょっと項目としては妙にそぐわないような気がします。

というのは、これ、人権の対象者をずっと項目で並べてきてるんですけど、ここは、事象みたいな、事象案件みたいなやつを項目にしていますので、できたらですね、「インターネットによる人権侵害」じゃなくて、「インターネット利用者等」というふうにして、要は、利用しゆう人が対象になりますと。「等」は、利用されない方で、その被害を受ける方が含まれていると。

それから、10番の「災害と人権」ではなくて、47ページの報告書に

もありますように、災害時要援護者、こういった方も含めて、「災害時避難生活者等」とかいう、そういう名称を使っていた方が、この人権という項目として、そぐうじゃないかというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました  
どうぞ、お願いします。

(委員)

これ、大きな目標の、私の持論ですけどね。最近の世の中とかなんとかいろいろ見てたら、人権という言葉は非常に大事ですよ。それよりもむしろ今の世の中、大事にせないかんのが、人命尊重なんですよ。

人の命が軽々しく扱われているという風潮があるんですよ。それは、人の人権と思うんですけど。命か人権か、これはニワトリと卵みたいなものだと思うんですけども。そういう意味で、もっと人の命を大事にしようというような、それが人権といや、それまでといや、そうかも分からないですけど、分かりやすく、そういうことをちょっと、どこかで謳ってほしいなという気がするんですよ。

ほんと今、人命軽視の風潮が甚だしいですよ。幸い、高知はないですけども。子どもの自殺にしても、殺しても。何かあったら、さっと殺して。今日なんか、大学の教授が奥さんに殺されたとかって。

このような、本当、人の命がこれくらい軽んじられている今の社会、ないと思うんですよ。

これは、教育問題も関わりがあるんですけど。なんかそういう意味で、人権という言葉は、非常に美しいんですけども、人命および人権というような、具体的に言えばね。なんか、本当に人の命を大切にするというようなことを各項目の伏線に、言葉にするかしないかは別ですけど、それを匂わせてほしいというのが、これは私の願望ですから。

そぐわんと言えばそぐわんですよ。けどね、人命尊重と人権尊重とじゃ、どちらが大事か、同じことかも分からないですけども、やはり人命の尊さというのを新しい計画の中には伏線として、折り込んでほしいというのは、これは希望です。以上です。

(会長)

基本方針なりの所で、何か考えられることがあれば、また考えていただきたいと思います。

はい、委員さん、お願いします。

(委員)

少し、話がずれるかもしれませんが、この課題の中で、高齢者と障害者っていう所に、共通する部分に、人権擁護、権利擁護っていう課題がありますけれども、これの狭間になるかもしれませんが、先般、高知新聞にも報道されましたけど、若年性の認知症の方の人権とか権利擁護。若年がゆえに、どちらにも当てはまらない中間的な立場になっているのかな、でも支援のいることは、確かな状況やと思うがです。

ここの辺り、若年性の認知症の方についても、少し触れていただきたいなというふうに思います。

(会長)

委員さん、若年性認知症をちょっと具体的に説明してもらえませんかね。

何歳から。

(委員)

年齢はあまり関係ないと思うんですけども、若い、40代とか50代とか、本当に働き盛りの方が、認知の症状が出て、お仕事ができなくなり、社会から外れた生活しかしていけなくて、家庭生活も結局それが元で崩壊してしまう。成長期、学生とかいう子どもさんを抱えて、非常に大変な状況があって、行き場がない、生活にも困窮するという状況を、最近報道されているというふうに思います。

そこの辺りは、まだまだ数的には少ないかもしれませんが、深刻ないろんな状況がありますので、社会的な支援とか、皆さんのそういう擁護の部分も、考えていかなければならないんじゃないかなと、いうふうに思います。

最近、私も、グループホームの外部評価の調査に行かせていただいていますけれども、非常にグループホームで、若年の認知症の方が入所されているのを、頻繁に見られるようになりました。

本当に職員さんと変わらない生活というか、風貌ですので、全然分かりません。聞いてみないと分かりませんが、少し、ちょっと違うなというふうに、お話を伺った時に、利用者さんです、というようなお話もありますので。

非常にいろんな、入所されている方の生活の背景とかいうことをお聞きしますと、あーっていうふうに心を痛めるようなお話がたくさん聞かれますので、その辺り、まだまだ社会的認知度が低いのかなと、いうふうに思えますけれども、これからの課題じゃないかなというふうに思っています。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今、認知症の話が出まして、私が会長として言うわけじゃなくて、今の自分の携わっている職場で言いますと、若年性じゃない一般の認知症の方が、非常に財産的な収奪を受けたり、息子に年金を盗られたりとか、あるいは部落の中で頼りにしていた人に金銭的な略奪をうけたり、という例はたくさんあって、そういう人たちの財産権を守るような仕組みも多少ある、というか、できつつあるんですが。

確かにおっしゃるように、認知症の方というのは、これから高齢化が進んで、たくさんどんどん出てくるわけで、我々もそうなるかもしれない問題で、普遍性もあるし、なんかひとつ対処として考えてもいい世界ではないか、という気はしますので、庁内で高齢施策の所と相談してみたいいただいたらどうかと思います。

はい、どうぞ。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

(委員)

今のお話の部分で、若年性の認知症というと、いろんな認知の問題になってくるのかなと思うんですけど。

恐らく、介護保険の分野で、若年ですよ、40歳以上の方で、脳血管障害によって認知症状態が起こった方とか、あと、高次脳機能障害といって、頭を打って、認知的な症状が現れた方とか、多分まとめて言えば、若年性認知症っていう形になるのかなと思うんですが。

私のやっている施設もそうなんですけど、65歳までの障害のある方が利用しているセンターがあってですね、今、言われたように40代、50代の方が、たくさん認知症状が現れている方がいらっしゃるんですね。

なので、その方たちが、介護保険というものの対象にもなるので、介護保険の対象になれば、高齢者のサービスも受けれる。介護保険の方じゃなくて、障害者のサービスの方も受けれるっていうところで、ちょうど、どっちも利用しようと思えば利用できるかなという形にはなっているんだと思います。

そこに関わる方が、どういう利用ができるかで、障害の部分と高齢の部分とで、検討されていくといいのかなと思っています。

もう1点いいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

資料3の「障害者の推進方針」の所なんですけど、①番に「障害及び」そこから後に、「障害のある人についての正しい知識の普及のための教育」というと、これはどういう。障害の特性を正しく知るということであれば分かるんですけど、「障害のある人についての正しい知識の普及」というと、どう解釈したらいいですかね。

(会長)

なんか、もって回った言い方ですが。

(委員)

はい。人の、人について正しい知識というのは、ちょっと違うかなと。その障害があって、その人を、障害があるがゆえに、その人というのが、いろんな形で多分症状として現れてきていると思うんですけど。

(人権課長)

障害は、いわゆる障害の中身ですね。

障害のある人についての正しい知識、これは障害のある人が、どういった日常生活の上でのご不便、また不自由さ、いろんな困難・トラブルに見舞われたりとか、そういったことが、どういった困っていることがあるか、そういったことについての一般的な知識がなかなか普及されていないんじゃないかと。

そういったことでの共通理解を、県民としても持つ必要があるんじゃないかと、そういうことでの記載。それから啓発をしていかななくてはいけないんじゃないかということで、こういうふうな項目出しをさせていただいております。

その障害自体だけではなくて、障害のある人の日常生活上、どういった実態にあるのか、そういったことについての理解を広めていく。それに対して、周りの人もいろいろ配慮をしていく、意識を持っていく、そういった啓発を広めていきたいと思います、ということでの書きぶりになっております。

(委員)

言葉が悪い。

(委員)

言葉がちょっと。

(委員)

これねえ、…ついで、いうて書いちゅうから、ここで「障害のある人に対する」と書いたら、別に問題ないがやないが。

(人権課長)

申し訳ありません。はい、修正いたします。  
ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。  
委員、どうぞ。

(委員)

はい。私も障害者の所の具体的な内容の欄なんですけど、②番の所ですけど、「特別支援教育」という、新しく、もうあまり新しくないですけど、出てきた言葉を、ここに掲げていただいたことは、大変うれしく思います。

ただ、これをそのまま読みますと、「特別支援教育」というのは、障害がある子どももない子どもも、共に学び、共に育つ教育だと、いうふうに県民は受け取ると思います。これは間違いで、その前段の共に学び、共に育つのは、これは「統合教育」という言い方があります。

「特別支援教育」の目標が達成されれば、共に学び、共に育つことができるわけですから。

「特別支援教育」というのは、従来のいわゆる特殊教育ですね、聴覚障害であるとか、視覚障害であるとか、肢体不自由であるとか、知的障害であるとかという障害にプラスして、LD（学習障害）であるとか、ADHDとか、それから高機能自閉症、アスペルガーというような言葉でよく言われますけども、今まで障害者の中に入れてなかった、行き場のなかった人たちに対しても、特別な、教育的なニーズがあるから、その教育的ニーズを充足させるための教育ですよ、というのが第一義なんです。

そういう意味では、障害者の権利として、今まで教育の対象にならなかった、特別な支援が受けられなかった人たちの権利が、ここで守られたということで、これは大変大事なことで、そのことは入れていただきたいんですが。

このまま「特別支援教育」の推進というふうになりますと、なんか「統合教育」のことを書いてるなという気がしますので、すらっとここは通れません。

でも、外されては嫌ですので、すみませんが、特別支援教育課ともご相談になって、今まで権利が守られてなかった、障害がある人たちの権利、特に発達障害といわれる人たちの権利が守られるようになったということ、推進したいということと、それから共生社会ということと、両方どうやったらうまく入れられるかな、ということを考えていただきたいですけども。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかに。

はい、どうぞ。

(副会長)

すみません、私これ専門分野でもなくて、ちょっとよく分かってないんですが、「H I V感染者等」という項目なんですけれども、これを見ていると2つに分かれて、「エイズ患者・H I V感染者等」とあるんですね。

このタイトルを見ていると、非常に限られた感じがするんですが、ほかにもっと、例えばプライバシーに配慮した医療環境の整備だとかというものは、大変一般の、普通の病気であっても大事な事かなというふうに思われて、ちょっとこの辺の括りが、どうもよく分からないなと思ひまして。

個人的には、身内に難病で、ちょっと見た目に障害が出るかもしれない、というか見た目が悪くなるかもしれないという病にかかった者がおりました、例えばそういった人に対する差別とかいうのも、本当は考えなくちゃいけないのかなと思ったり。ちょっと括りが、「等」というので広げているのかも分からないですけど、こう書かれると、非常に狭いような気がして。

プライバシーっていうのは、一般の患者にも大事な事かなと思ひました。すみません。

(人権課長)

いいですか。

(会長)

発言ありますか。

(人権課長)

はい。今の「H I V感染者等」、それから先程の障害者のご意見も含

めまして、事務局の方で検討をさせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

先程の認知症の話もね、高齢の認知症は、高齢者の括りの中かもしれんし、若年性の認知症は、障害者の括りの中で考えていただくことかなという気がします。

それから今、この表紙というか、目次を見ていて、「アイヌの人々」というのがあるんですけど、これは高知県の人権基本方針に出てくる、出てくるというか、取り上げるべき課題なんですかね、やっぱり。

(人権課長)

「アイヌの人々」といいますと、高知県民にとっても身近な人権課題にはなりません、これは、国の基本計画の中に出ておる項目を、一応、全国的な状況ということで、参考に載せてございます。

高知県に身近なものは、個別の人権課題として項目立てをして策定しておるわけですが、それ以外の全国的なもの、国の基本計画に載っておるものは、一応参考ということで、後ろのところにそういった形で「アイヌの人々」も載せさせていただいております。

(会長)

はい、分かりました。

どうぞ、委員さん。

(委員)

私やはり、副会長さんがおっしゃっていた、職場でのパワーハラスメントって、労働省の方で所轄なので、っていうことをお聞きして、そうなのかなと思って、この目次をずーっと分野を見てたんですけど、本当に健康で元気な男の人が、一体、その人の人権ってどこに入るんだろうみたいな、単なる加害者という位置付けとかじゃなくて、その労働の場においては、ひょっとしたら職場でのいじめとか、パワーハラスメントみたいなことがあるのかもしれない。その場合、どこに入るんだろうと、ずーっと見てても、ないんですよ。

例えば、そういうことが影響して、女性へのドメスティックバイオレンスみたいなことになるかもしれない。子どもへの虐待にも繋がっていくかもしれない。そのはけ口がですよ。そうなった時に、やはり、入れちゃいけないのかなという感じが。ちょっとあってもいいんじゃないかなという気が、すごいしてるんですけども。



その踏み込み方はどうであれ、例えばこれが、人とか、女性・子ども・高齢者・障害者というふうになっているとすれば、例えば労働者の人権みたいなことで、少し労働省とかぶるかもしれませんが、かぶっても、何の問題もないんじゃないかなという気がしていますが。

ちょっとまた、ご検討をいただけたらと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

近藤委員さん、どうぞ。

(委員)

DVに関して。

今年の3月まで、男女共同参画センター（ソール）で、男性相談をやっていたけども、男性の被害者も相当相談が多いですね、被害にあっているというんで。

(会長)

女性からの被害ですか。

(委員)

女性からの被害です。かなりひどい。男性の方がやさしいですから、黙っていることが多いですけども、かなりひどい被害を受けている人もいます。だから、そこら辺もどこかに1行くらいは書いておく必要があるかもしれません。

それと、HIVですけど、HIVと難病とは、だいぶ違う。僕はエイズのカウンセラーをしていますので。

難病は、「私、難病です」と言えるんですね。HIVは、なかなかそうは言えない、と思います。

非常に、啓蒙が大切です。高知県では、HIV患者さんを診ているのは、高知大学医学部だけなんです。ほかの病院も指定病院はありますけども、どこもやってないっていう。

だからそこら辺も、そういう偏見というのが医療関係にもあると。診てないけども、救急でやって来て、亡くなる寸前に調べたら、HIV、エイズだったという患者さんは、ほかの病院でもありますけども。

勉強会をしようと言って、エイズ、そういう事例を出してくださいと言っても、絶対出さないですね。その民間病院でエイズの患者さんが亡くなったというのを知られると、非常に営業上不利益になるんじゃないかという、まだそういう恐れを持っている病院がたくさんあるというこ

とを、知っておいてほしいと思います。

それは、健康対策課にエイズの担当者がおりますので、いろんな勉強会をもう少し、できるような環境に進めていってほしいなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。副会長、どうぞ。

(副会長)

すみません、これちょっと漠然とした意見なんですが、ここに書いてある課題というのは、あくまでも身近な人権課題であって、例示なんです。

本来、これに当てはまらない人権というものは、たくさんあると思うんです。どうもこの課題というものを、一つひとつを強調し過ぎると、これに当てはまらなかったら人権じゃないのか、という印象を与えかねないので、そもそも人権とは何ぞや、というその根本の基本のところ、これはあくまで例示ですと。

人権というのは人が生まれながらにして持っている権利で、こういうものであるということをしごく強調して、冒頭か何かを書いて、これは例示ですよ、ということをした方がいいんじゃないかなと、いうふうに思いました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

パワハラもそうやけども、体罰なのかな、今。これなんかもそうよね、ある程度。だから、その他の人権の所に入ると思うんだけどね。もうちょっと事例のあるがを。

今、おっしゃったように、ここへ挙げたら、これだけが人権かという感じはするわね、全て。

だからそこで、先程、僕が言うように、伏線として人の命とか人権の大切さというものを強調していったら、入ってくるということよ。

まあ、これは検討してください、文言の中に。

(会長)

そのほかに、この新しい、今の時代に発生しているような新しい問題・課題があれば、またぜひ出していただきたいと思いますが、何か気付いたものはございませんでしょうか。

はい、委員さんお願いします。

(委員)

これは専門じゃないんで、感じなんですけども、高知県は子どもの道徳教育ってすごく大事だろう、アンケートを取ると道徳教育がすごく大事と、いつも出て来るんですけども。やっているのは同和教育ばかりで、道徳教育があまり中心に置いてないような感じがします。

どうです。専門家の加藤先生。

(委員)

私は、それこそ特別支援学校でずっと暮らしましたので、一般の学校のことをほとんど分からないのですが。

この間、私の孫の参観日に行きましたら、ちょうど道徳の時間でして、どんなことをやるかなと言ったら、一年生ですから「みんな仲良く」というようなこととか、メダカの学校があって、そこにちょっとしっぽが切れたメダカがいる。ということは、ほかの子と違うメダカがいたということですね。そのメダカの子をどうやってみんなが助けるか、というようにお話を1時間やられたんです。

私の孫が行っているのは〇〇小学校で、同和教育をすごく盛んにやっている所なんですけど。前は同和教育を、すごく原始的な教育をやっていたんですが、「あっ、ちょっと変わってきたかな」という印象は受けました。ということしか申し上げられませんが。

ほかの学校のこと、ひょっとお子さんとかお孫さんが通っている所でご存知でしたら、教えていただきたいと思います。

(委員)

道徳教育というのは、差別とかそういう教育じゃなくて、どうやって生きるかみたいなことが謳われないと、本当の道徳教育にならないんじゃないかなと、というような印象を持っております。

(文化生活部長)

去年まで教育委員会におりましたので、その範囲内で。

道徳教育は、昨今、非常に力を入れてきております。それで、県教委の方も専門的に、まず長らくやってなかったので、教えられる教員が少ないということで、教員の研修と併せて、道徳教育のための本を作りまして、各公立で教えていくと。週1回ぐらいは多分実践を、発達段階に応じて教えていると思います。

それから、文部科学省の方は、これを教科にしていくというような方

向も打ち出してきて、道徳教育はずいぶん進めていくと。県内にも道徳教育の推進校、小学校・中学校を作っております、以前とはずいぶん様変わりをして、力が入っていると思います。

成果はまだ分からないですけど、そういう状況でございます。

(委員)

ちょっとごめんなさい。

(会長)

はいどうぞ。

(委員)

今は、やりだしたというお話が部長からあったんですが、その今の子どもたちの親が、あまり受けてないという、非常に悲しい部分はあると思います。よく親御さんの態度を見ていて、ええっ、と思うことがありますので。

それはどこでやるんでしょうか。

(会長)

委員さんどうですか。

(委員)

えっ。恥ずかしいですね。非常にそこが難しい。

(会長)

たくさんご意見をいただきましたが、まだまだあると思いますので、この際スケジュールにもありますように、どうも3回しかないような。追加してやったらいいのかもしれませんが、初回で原案を作っている最中だそうですので、どんなことでも、言い放しでもしておいていただければ、多少参考にして、いいものが出来上がるかもしれませんので、どんどんお願いします。

はい、委員さん、お願いします。

(委員)

今、教育の問題が出ましたけど、これ、人権は大きな一つの課題ではあるんですけども、本当に欠落しているのは人間教育なんですよ。これは30代の人、40代前半もそうじゃないかな。

我々みたいな戦前の古い人間は、これは極端に言えば、古い教育勅語。

国に忠義はいらないけども、目上の人を大事にして、弱者を保護するといふ。これは本当、難しい道德教育を言わなくていいんですけども、やっぱり一番欠落しているのは、僕は社会教育だと思うんですよ。

それで、やはり学校教育は学校の先生。道德教育は同和教育だけかという、そうじゃないですよ。同和教育もまた、なんだけど。今、学校はずいぶん苦勞はしていると思う。

教育の原点というのは、やっぱり先生は知識を我々に教える。知識とか学力をつけるのは、これは学校の役割だから。それを言って、子どもが正しく先生の話も聞いて、行儀よくやるのは家庭なり地域の仕事なんです。それをもっと住み分けていかな、いけないんだけど、今、全部、親は学校に放り任せね。何もかにも。

そのような実態というのがあるわけですけども、やっぱりこういうものを通じて、7つの人権、あるいは10の人権課題を通じて、生きる教育と言いますか、人間としての教育というものを。直接的には、学校教育があり、社会教育があると思うんですけども、全庁的にそういうようなものを立ち上げてほしいということです。雰囲気、せめて高知県の人間は、これくらい素晴らしい人間をつくるんだぞという。

これは夢ですけども、そういうような姿勢がなければ、職場も何もありませんよ。パワハラやセクハラもそうですけども。そういうような雰囲気づくりというのが、私は大事じゃないかと。

いわゆる風潮づくりというのかな、土壌づくりというのかな、高知県の。そういうようなものを各分野でやっていくべきじゃないかなという。何か足りないのよね。

はっきり言ったら、高知県議会もそうなんです。こういう議論なんてひとつもしないから、政治家というのは。はっきり言えば、そうですから。

県庁の看板で、しょっちゅう垂れ幕を言うんですけど、「あつたか高知」とか。いろんなお金とかそういうようなものになるのはやるんですけども、こういう目に見えない事はなかなかやらない。政治家はやらんですよ、票にならないからね。はっきり言えば。

だから、そういうような、もうちょっと発想を転換して、高知県は素晴らしい人間をいろんな分野でつくってますよと、いうような雰囲気を、一番つくるのが大事じゃないかと思う。理想論ですけどね、それが、僕は。

案外、高知の人間というのは、素晴らしいものを持っていますよ。感性にしても、坂本龍馬から始まって、人の命を大事にする。

そういうようなものを、もう1回あらゆる分野から掘り起こしていったら、こういうものは自然と解決しますよ、そら。弱者を大事にするの

は当たり前のことですから。

我々がガキの時は、いじめる連中がおったら、それを正義感でやっつけてましたから。そういうような土壌づくりというものを、仕掛けをつくってほしいと。これは一つのきっかけですから。ということじゃないかと思います。

理想論ばかり言ってすみませんけども。

(会長)

はい、ありがとうございます。

はい、委員。

(委員)

失礼いたします。ちょっと別の観点から、ご質問させていただきたいんですが、今回、基本方針を新しくされるということで、いろんな観点から、今まで意見が出てきたと思います。

私、人権尊重の社会づくりにとって重要なのは、身近な人権課題だとも思いますけれども、むしろそれをどう本当に、先程から、課長さんの方から、具体的に施策を打っていくんだというふうに言われましたけれども、どう具体化して推進していくのかというのが、一番重要なのではないかと思っております。

そういう意味で、今までの推進体制とどう違わせるのか。新しく本当に、先程、委員さんも言っていっちゃいましたけど、本当にそういう風土というか、そういうものをつくるために、あるいは具体的に問題を解決していくために、推進体制をどう新しくするのかという点は、どうお考えなのかというのをお聞かせください。

(会長)

いいですか、どうぞ。

(人権課長)

はい、まず1点目のご質問ですが、どのように具体化して推進していくのかということでございますが、これは先ほどご説明しましたように、5年後のあるべき姿を明らかにいたしますので、それを目指して具体的な取組、これを1年毎に検証して近づけていく。

実践的な、実効ある取組にしていこうという、そういう今回の試みです。そういったことで1年毎に見直しをしていくという作業を行いながら、5年後のあるべき姿にできるだけ近づいていこうと、そういうふうな取組を考えております。

それから、2点目の推進体制ということでございますが、それぞれの個別課題には所管課がございますので、それぞれの所管課で新たに基本方針ができましたら、その基本方針に基づきまして、それぞれ実施をしていただくと、そういうことになってこようかと思えます。

この新たな基本方針のために、推進体制を新たに設けてどうこうということではなく、それぞれの所管課が基本方針に則って、それぞれ5年後に向けて取組を進めていくと、そういうことになってこようかと思えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかに。  
委員さん、何か言いたそうですが。

(委員)

人権教育の方、ちょっと私は離れたので、今後、考えていく時にと思っていて、すごい残念だったことがあるんです。

人権教育だけ、講演会とかいう形で学校に行ったことがありまして、学校で当然、私は車椅子に乗った障害者なので、障害者の人権というところで呼んでいただくんだと思うんですが。

その学校がとても元気な学校で、私が講演を始める前に、相当それはいろいろ、ガムをかんだりとか、ワーワー言ったりとかしていた状態を、先生たちは押さえていこうと思って、厳しくいろいろ言っておられて、それで、私が講演をする間、子どもたちはそれなりに静かに聞いてくれたんです。

聞いてもらって帰る時に、私がその体育館を去ろうとする時に、先生がおっしゃったんです。「お前なあ、障害を持った方が来て、せっかくお話をしてもらったのに、そんな態度でどうする」と言われたんです。

私は、先生のその言葉が一番、私にはショックでして、障害者が来たから特別なんじゃないなくて、外部から人が来てお話をするという態勢になった時に、聞けないことを指摘するという意味で、先生が障害者の人が来たということに対して、「おまえたちの態度は失礼や」というような言い方をしてしまったら、もう私の伝えたかったお話は、全部それで終わったなあ、すごくショックを受けたことがあるんです。

家庭で、子育ての中で伝えることと、学校という所であれば、先生方が人権教育の中で、どういう気持ちで、子どもたちに何を伝えたいとしているのかっていうところを、やはり先生方はきちんと把握してやっていただきたいなあ、そう思いました。

それがすごく私の中には、いまだにずっと残っていることでして、と

でも残念に思ったことです。

私は障害者やから、特別なものじゃないという形を言う中で、障害者にだから優しくせえって、してほしいって思うわけではなくて、人が困っている様子があった時に「何かお手伝いすることありませんか」って、そういうことを言ってね、っていうことを言ってるものですから、そういう先生のお言葉は、ちょっとあまり子どもたちに言ってほしくないなあと思ったことがあります。

なので、学校の中で人権教育をどうやって、やっていくかというところは、やはり先生方がきちんと考えていただきたいなあと思ったことでした。

(会長)

はい、ありがとうございます。一渡りご発言がありました。あと特になければ、次へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、最後になります。議題「その他」ウについて、事務局の方から発言がありましたらお願いします。

## 議題 ウ その他

(人権課長)

その他としまして、資料7の「高知県人権施策基本方針に沿った取組の概要」をご覧ください。資料7になります。

これは、従来の7つの人権課題につきまして、共通する施策でとりまとめたものを、共通事項として、また、各課題別の推進方針に伴う事業を個別事業として、県の取り組んでおります事業の担当課、事業名、事業概要、平成24年度、25年度の当初予算額などを記載しておりますので、参考にしていただければと考えております。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の話は資料の提供ということでございますので、ひょっとご覧になって質問があれば、出していただければいいですが。

(委員)

すみません。



(会長)

はい。どうぞ。

(委員)

これ、ひょっと、社会教育に関する項もあるんですか。社会教育課とかそういう所が。先程、大人の人権の啓発はどうするんだろう、みたいなことがあったんですけども。

私、ある場所で社会教育の発表の場に行った時に、社会教育、すなわち公民館とか、そういう所でいろんな講座を開くのに、どうしても来る方がご高齢の方が多くなってきて、どうしても趣味の教室をする割合がものすごく増えてきて、何か例えば地域の課題について一緒に話し合うとか、勉強するとかっていう機会がものすごく少なくなったという。

それも県の調査だったんですけども、その調査結果を報告されてて、先程、言われていた、地域の教育力というのがなくなってきてるなというのがちょっと分かったんですけども、この人権のこの課題に対しての社会教育が果たす役割が、この中で、もしありましたら教えてください。

(文化生活部長)

基本的に社会教育の分野は、教育委員会の生涯学習課の方で公民館を所管していますので、やっていると思いますけど、具体的にどのようなことをやっているか、人権に特化して活動をやっているかということをおよそ見ますと、どうも報告がないので、具体的な事業としては、どうも展開をしてないんじゃないかという想像ができます。

(委員)

報告いただいても、すごく先程言いましたように、やはり集まる人が固まって、ご高齢の方に固まってきだしたので、どうしても趣味の教室になっていってしまっているというのがあって。もう少し何とかしなきゃいけないと思っているんですけど、みたいな話があったんですね。

そこで例えば、人権のなんとかって言うようにやってしまうと、なかなか難しく、参加者もちょっと身構えちゃって、集まりにくいかもしれませんけども。

今、ESDとって、いろんなことに関して、人権とかいろんな分野のことを合わせて、一緒に関連しているだということ、学びましょうということをやっていますので、ぜひ何らかの時に、いろんな、これ以外の講座をするとか、そういう中にも人権とか、そういうものを入れていただいて、こういうことにも関係してるというのが入っていけばいいなと思っています。

それができるのが、多分、社会教育・生涯学習かなという感じがしましたので、この中にあったら嬉しいなと思ったところです。またご検討をお願いします。

(文化生活部長)

また伝えておきます。

(人権課長)

恐れ入ります。教育委員会の方で生涯学習課、人権教育課、そういった所でいくつかやっておるかと思えます。ちょっとこの一覧表には、直接、生涯学習課の事業としての記載はございませんが、そういったこともやっておろうかとは思っています。

それから、ご紹介ということになりますが、人権課の方の所管、それから人権課が委託しております、人権啓発センターの方でいろいろ講師の派遣、それから事業としましても「ヒューマンパワー育成講座」、これは企業の人権の視点をもって企業力を高めるという、そういった視点での人材教育。

それから「ハートフルセミナー」、これは県民を対象とした人権啓発。そういった形、講座という形での啓発事業。いわゆる公民館ということではありませんが、いろんなそういった講座、そういった場を通じまして啓発等も進めておりますので、またそういった機会もご活用いただければというふうに考えております。

(委員)

それから最後。ちょっと質問です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今、予算とか施策の話が出ましたけども、これ市町村にどうおろすかの問題ですよね。これは県の計画ですよね。

私は、時々あちこち行くんですけど、この人権教育、そういうものは市町村によって温度差が、極めて激しいんですよ。人権担当者がいないような、極端に言ったら、首長の考えとかによってね。これじゃ全然、県がせっかく計画を立ててやっても。

どう下ろしていくかというのは、やっぱり市町村が主にならなきゃならぬですね、自治体の。これは啓発センターと教育委員会がほとんど実

行部隊ですよ。県にしても各課が集まって、予算取って割り振るだけだから。県は一つの指導機関でしょう。問題の末端へどう下ろしていくかですよ。

今日は、委員さんも市町村は来てないわね。こんなもんよ。関心ないということですよ、はっきり言えば。県代表の委員さん来てないでしょう、市町村の。そんなもんだから、今の何は。段々と。

僕はもう、20何年間、同和問題をずっとやってたから、当時からずっといった。もう30年前からいうと全然違う。それくらい人権が大事にされてるのかなと思ってるから、問題ないのかなと思うんですけども。

この間も室戸に行っていたけども、本当、どこの課に寄っても人権担当というのがありますよ、社会教育の中に。

最後に予算の話が出ましたけども、予算が出てどう執行して、全県民的に下ろしていくかということ、組織として作らなきゃ、これは5年先も絵に描いた餅ですよ。また変えて、また変えて。私もこれは初めから関わってるけども、そんなに変わってないもの、実際。

だから皆さん方は計画を立てて、予算を立てて、まあいいわ。あとは管理よね、人権啓発センター、それぞれがやっていますか、という程度でしょう。

だから問題は市町村。これをいかに引っ張り込んで、やらすかということをやらなきゃ、意味がないんじゃないかなと。これはもう分かっているけれども、部長も知ってしまっているのよ、そういうこと。あえて言うておきますけども、県の方をお願いしたいと思います。

以上、最後になって、いらんことばかり言いました。

(会長)

ありがとうございました。

ごめんなさい、委員さんに発言をしてもろうてないようだから、ちょっと最後に一言、企業面から。

(委員)

企業面から申し上げますと、これ初めて進捗管理表を作ってPDCAをやられるんですね。よくあるのが途中で目標を下げてしまったり、よくあるので。

やはり目標に対して、達成を、今度は目標になってしまって、当初の目標を忘れてしまうというか、その理念を。そういうことがよくあるので、そういうものを導入されるのであれば、やはり当初の志をすごく大事にしていきたいなというのはすごく思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは一応、今日の議題はこれで終了しましたので、あと事務局の方から何かありましたら。

(事務局)

すみません。

(会長)

はいどうぞ。

(事務局)

そしたらすみません、事務局から事務連絡ということで1点お願いしたいんですが、本日、お手元にお配りした資料の中にA4の一枚紙で、「第2回 協議会日程調査票」というのを、お配りさせていただいております。

本日、1回目の会議を開催したばかりで、いただいたご指摘にも十分お応えできていない中で、誠に恐縮でございますけども、会場確保等の都合もございまして、早速2回目の協議会の開催日の調整をさせていただきたいと思っております。

お示しさせていただいておりますのは、10月の16日と17日。このいずれかで2回目の会議を開催させていただきたいと思っております。

本日、この場で日程がお分かりになる方、ご都合がお分かりになる方は、お帰りの際に人権課の職員にこの調査票をお渡しいただいても結構でございますし、また後日、ファックスやお電話でご連絡をいただいても結構でございます。

誠に恐縮でございますが、どうぞまたご配慮のほど、よろしく願います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それではこれで、本日の会議を終わりたいと思います。

司会が十分でありませんでしたが、ご協力いただきましてありがとうございました。

( 拍手 )